

これまでの鎌倉文枝議長の言動における地方自治法
違反確認等に関する決議（案）

令和4年2月24日開催の香芝・王寺環境施設組合議会第2回定例会において、鎌倉文枝議長は、議員中に異議があり、その旨を表明しているにもかかわらず、一方的にその日の会議を閉じたことは、明らかに地方自治法第114条第2項の規定に違反している。

また、令和4年3月17日開催の香芝・王寺環境施設組合議会第3回臨時会の開催前において、鎌倉文枝議長自らの辞職を、副議長ではなく「鎌倉文枝議長」に対して提出したことは、明らかに地方自治法第126条に違反していることから、当該辞職行為は無効である。

さらに、当該条文の解釈を曲解し、会議を無断で欠席した行為は、地方自治法第137条に抵触し、明らかに議会の規律を乱す行為である。

なお、鎌倉文枝議長が適法に辞職していないため、王寺町議会における沖優子氏の選出は、全く以て無効である。

以上、香芝・王寺環境施設組合における団体自治の意思決定とし決議する。

令和4年4月7日

香芝・王寺環境施設組合議会